水道水質基準について

水道水質基準に設定されている項目は下の表のとおりです｡

各項目の詳しい説明は｢水質基準の見直しにおける検討概要(平成15年4月)｣をご覧ください｡

水質基準項目と基準値(51項目)

水道水は､水道法第4条の規定に基づき｢水質基準に関する省令｣で規定する水質基準に適合することが必要です｡

(令和2年4月1日 施行)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 項目名 | 基準値 |
| 1 | 一般細菌 | 1㎖の検水で形成される集落数が100以下｡ |
| 2 | 大腸菌 | 検出されないこと｡ |
| 3 | カドミウム､及びその化合物 | カドミウムの量に関して、0.003mg/㍑ 以下｡ |
| 4 | 水銀､及びその化合物 | 水銀の量に関して、0.0005mg/㍑ 以下｡ |
| 5 | セレン､及びその化合物 | セレンの量に関して、0.01mg/㍑ 以下｡ |
| 6 | 鉛､及びその化合物 | 鉛の量に関して、0.01mg/㍑ 以下｡ |
| 7 | ヒ素､及びその化合物 | ヒ素の量に関して、0.01mg/㍑ 以下｡ |
| 8 | 六価クロム化合物 | 六価クロムの量に関して、0.02mg/㍑ 以下｡ |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/㍑ 以下｡ |
| 10 | シアン化合物イオン､及び塩化シアン | シアンの量に関して、0.01mg/㍑ 以下｡ |
| 11 | 硝酸態窒素､及び亜硝酸態窒素 | 10mg/㍑ 以下｡ |
| 12 | フッ素､及びその化合物 | フッ素の量に関して、0.8mg/㍑ 以下｡ |
| 13 | ホウ素､及びその化合物 | ホウ素の量に関して、1.0mg/㍑ 以下｡ |
| 14 | 四塩化炭素 | 0.002mg/㍑ 以下｡ |
| 15 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/㍑ 以下｡ |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン  及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/㍑ 以下｡ |
| 17 | ジクロロメタン | 0.02mg/㍑ 以下｡ |
| 18 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/㍑ 以下｡ |
| 19 | トリクロロエチレン | 0.01mg/㍑ 以下｡ |
| 20 | ベンゼン | 0.01mg/㍑ 以下｡ |
| 21 | 塩素酸 | 0.6mg/㍑ 以下｡ |
| 22 | クロロ酢酸 | 0.02mg/㍑ 以下｡ |
| 23 | クロロホルム | 0.06mg/㍑ 以下｡ |
| 24 | ジクロロ酢酸 | 0.03mg/㍑ 以下｡ |
| 25 | ジブロモクロロメタン | 0.1mg/㍑ 以下｡ |
| 26 | 臭素酸 | 0.01mg/㍑ 以下｡ |
| 27 | 総トリハロメタン | 0.1mg/㍑ 以下｡ |
| 28 | トリクロロ酢酸 | 0.03mg/㍑ 以下｡ |
| 29 | ブロモジクロロメタン | 0.03mg/㍑ 以下｡ |
| 30 | ブロモホルム | 0.09mg/㍑ 以下｡ |
| 31 | ホルムアルデヒド | 0.08mg/㍑ 以下｡ |
| 32 | 亜鉛､及びその化合物 | 亜鉛の量に関して、1.0mg/㍑ 以下｡ |
| 33 | アルミニウム､及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、0.2mg/㍑ 以下｡ |
| 34 | 鉄､及びその化合物 | 鉄の量に関して、0.3mg/㍑ 以下｡ |
| 35 | 銅､及びその化合物 | 銅の量に関して、1.0mg/㍑ 以下｡ |
| 36 | ナトリウム､及びその化合物 | ナトリウムの量に関して、200mg/㍑ 以下｡ |
| 37 | マンガン､及びその化合物 | マンガンの量に関して、0.05mg/㍑ 以下｡ |
| 38 | 塩化物イオン | 200mg/㍑ 以下｡ |
| 39 | カルシウム､マグネシウム等(硬度) | 300mg/㍑ 以下｡ |
| 40 | 蒸発残留物 | 500mg/㍑ 以下｡ |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/㍑ 以下｡ |
| 42 | ジェオスミン | 0.00001mg/㍑ 以下｡ |
| 43 | 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/㍑ 以下｡ |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/㍑ 以下｡ |
| 45 | フェノール類 | フェノールの量に関して、0.005mg/㍑ 以下｡ |
| 46 | 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 3.0mg/㍑ 以下｡ |
| 47 | pH値 | 5.8以上 8.6以下｡ |
| 48 | 味 | 異常でないこと｡ |
| 49 | 臭気 | 異常でないこと｡ |
| 50 | 色度 | 5.0度 以下｡ |
| 51 | 濁度 | 2.0度 以下｡ |